ID:　17

担当部署:　総務部 総務室 総務課

処分の概要	駐車の拒否
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市役所庁舎内駐車場管理規則　第6条
例 規 番 号	平成2年規則第35号

【根拠条文】

（駐車の拒否）

第6条　市長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

(1)　発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2)　駐車場の構造又は設備を損傷するおそれのあるとき。

(3)　前2号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日